

## 新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 本県農業振興の基本指針となる「新・やまなし農業施策大綱（仮称）」（以下「大綱」という。）を策定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

### （任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

### （委員会）

第4条 委員会には委員長を置く

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### （所掌事項）

第5条 委員会は、大綱の策定に係る、次に掲げる事項に関し意見提言を行うものとする。

（1）施策の方向と具体的な推進事項

（2）地域別重点推進事項

（3）その他大綱の策定に関して必要な事項

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。